

## 千葉県国民健康保険財政安定化基金条例の改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正されたことに伴い、**財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されることを踏まえ、所要の改正を行う。**

### 1 改正の内容

- 本条例第5条の「処分」の規定に、改正国民健康保険法第81条の2第4項の年度間の財政調整時の取り崩しに関する規定を追加。

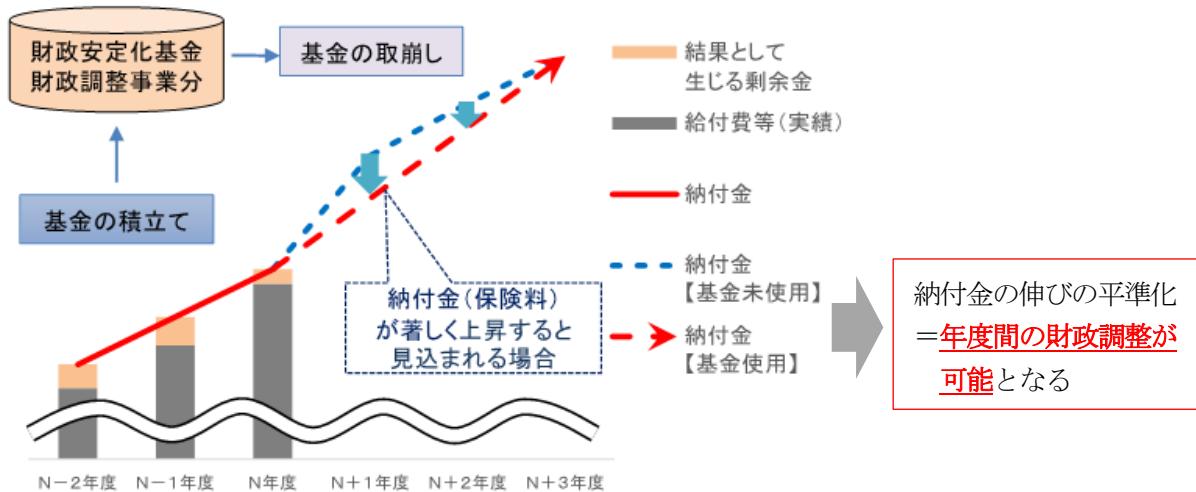
### 2 改正の効果

急激な医療費の上昇等により、国保事業費納付金額が短期間で著しく変動し、計画的な保険料設定が困難なケースに備え、必要な調整財源を確保することが可能となる。

### 3 改正後の財政安定化基金の区分

区分	使途	備考	千葉県における現在残高(億円)
本体基金	県全体の給付増や、市町村での保険料収納不足が生じた場合等に、 <u>県に対する貸与や、市町村に対する貸付・交付</u> を行う		102
特例基金 (激変緩和分)	<u>H30の制度改正に伴う保険料水準の著しい上昇を抑制</u> するため交付を行う（R5年度までの間）		1.4
特例基金 (財政基盤強化分)	<u>保険者努力支援制度の実施のため交付</u> (支援交付金の財源として予め <u>国から県に配分、国の指示で取り崩し</u> )（R5年度までの間）		17
財政調整事業分	剩余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇が見込まれる際の納付金の上昇を抑えるなど、必要な場合に取り崩して県国保持会に繰入れ	新設	

### <基金活用のイメージ>



#### 4 千葉県国民健康保険財政安定化基金条例の新旧対照（施行期日：令和4年4月1日）

改正後	改正前
(処分) 第五条 基金は、法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合又は同条第二項若しくは第四項の規定により取り崩す場合に限り、これを処分することができる。 (財政安定化基金拠出金の徴収) 第七条 県は、基金事業交付金（政令第十七条第一項に規定する基金事業交付金をいう。）の交付を受けた市町村から財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第五項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。次項において同じ。）を徴収するものとする。	(処分) 第五条 基金は、法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合又は同条第二項の規定により取り崩す場合に限り、これを処分することができる。 (財政安定化基金拠出金の徴収) 第七条 県は、基金事業交付金（政令第十七条第一項に規定する基金事業交付金をいう。）の交付を受けた市町村から財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。次項において同じ。）を徴収するものとする。

##### 【国民健康保険法】（令和4年4月1日改正後）

（財政安定化基金）

第81条の2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

- 一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業
- 二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の2分の1以内の額の資金を交付する事業
- 2 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。
- 4 **都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。**
- 5 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。
- 7 都道府県は、政令で定めるところにより、第四項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

##### 【国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令】（令和4年4月1日改正後）

（法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し等）

- 第21条の2 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。
- 一 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
  - 二 前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れが必要な場合として厚生労働省令で定める場合
  - 2 都道府県は、財政調整事業（都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取り崩し当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。）に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。
  - 3 法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内の額とする。
  - 二 当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額
  - 二 当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入金の額を除く。）

## **5 今後のスケジュール**

令和4年2月議会に条例案を提案

令和4年4月1日施行